

TOSHIBA

東芝ライテック グリーン調達 ガイドライン (8.2版)



目次

1. はじめに
2. 東芝グループ「環境未来ビジョン 2050」
3. グリーン調達目的
4. グリーン調達の適用範囲
5. 調達取引先様へのお願い事項
 - 5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進
 - (1) 環境マネジメントシステムの構築
 - (2) 環境基本方針の策定
 - (3) 環境負荷低減活動の推進
 - ① 気候変動への対応
 - ② 循環経済への対応
 - ③ 生態系への配慮
 - ④ その他マネジメント項目
 - (4) 東芝グループへの納入品における化学物質管理の推進
 - ① 納入品の含有化学物質についての管理体制の構築
 - ② 納入品の含有化学物質管理
 - 5.2 調達品の環境品質確保のための契約の締結
 - 5.3 各種調査への協力
 - (1) 調達取引先様の環境経営に関する調査
 - (2) 調達品の含有化学物質(群)に関する調査
 - (3) その他、上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査
6. グリーン調達の具体的な運用について
 - 6.1 適用範囲
 - 6.2 各種調査方法について

添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト

- (別表 1) ランク A: 禁止物質(群)
- (別表 2) 製品安全設計上の禁止物質
- (別表 3) ランク B: 管理物質(群)

1. はじめに

東芝グループは、「人と、地球の、明日のために。」を経営理念の主文に掲げ、事業を通じて社会の発展に貢献していくという変わらぬ信念を示しています。創業時から培ってきた発想力と技術力を結集し、複雑化・深刻化する社会課題の解決に立ち向かい、新しい未来を始動させることが、私たちの存在意義です。

この理念のもと、当社グループ独自の信頼性の高い製品とサービスで環境をはじめとする社会課題の解決をめざし、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、さらなる企業価値の向上を図っていかねばなりません。これらの達成には、長期的な視点で世界の潮流に対応していくことが重要と考えています。

そこで東芝グループではカーボンニュートラルや循環経済への対応などグローバルな視野に立った新たな長期ビジョンとして、「環境未来ビジョン 2050」を策定しました。本ビジョンは「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的としています。具体的には、「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」の3分野への取り組みを推進し、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。特に「気候変動への対応」については、当社グループ環境経営における最重要課題と捉え、2050年度までにバリューチェーン全体でカーボンニュートラルを実現することをめざします。本ビジョンは「東芝グループ環境基本方針」にも則しており、当社グループが描く、2050年の「あるべき姿」となります。

「環境未来ビジョン 2050」を実現するためにはサプライチェーン全体にわたる環境配慮が不可欠であり、積極的に環境経営を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等を調達するグリーン調達は、東芝グループにとって優先度の高い取組となります。本ガイドラインでは、グリーン調達に関する東芝グループの考え及び具体的なお願い事項について示させていただいています。調達取引先の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

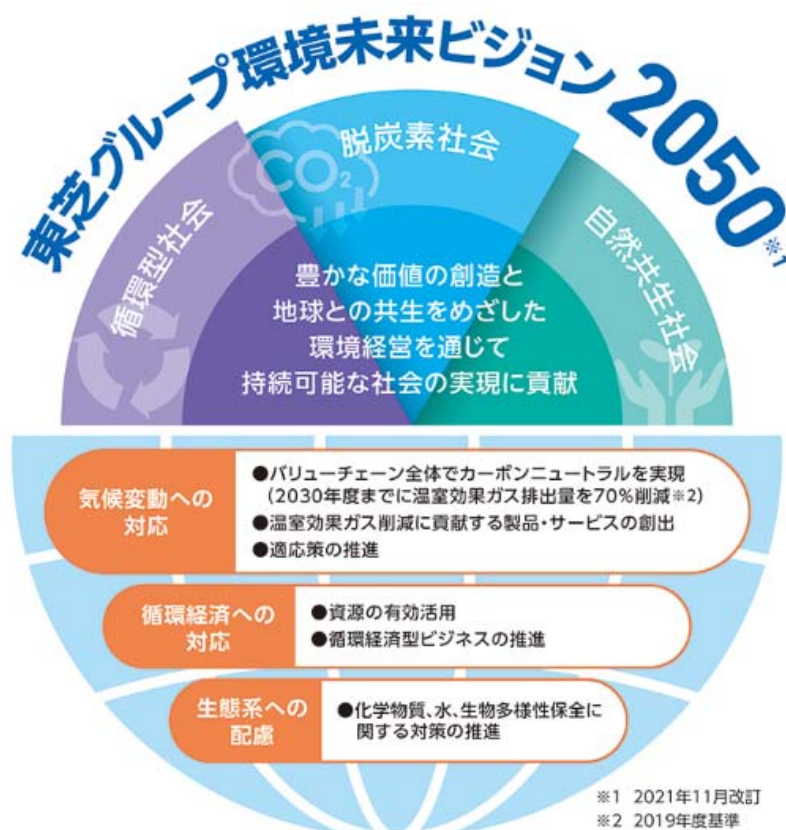
(株)東芝
グループ調達部 調達管理部
生産推進部 環境推進室

2. 東芝グループ「環境未来ビジョン 2050」

東芝グループの長期環境ビジョン「環境未来ビジョン 2050」は、「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的とし、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。具体的には、事業活動及び製品・サービスにおける、気候変動や資源問題への対応、水資源や化学物質の管理、事業所内外における生物多様性保全活動を活動項目として設定しています。気候変動への対応については、2050年度までにグループのバリューチェーン全体でカーボンニュートラルをめざすとともに、その通過点として、2030年度までに温室効果ガス排出量を70%削減（2019年度比）することを目標としています。

本ビジョンの実現に向けては、行動計画「環境アクションプラン」を策定し、数年ごとに計画の見直しを行いながら、設定項目の活動推進及び進捗管理を行っています。

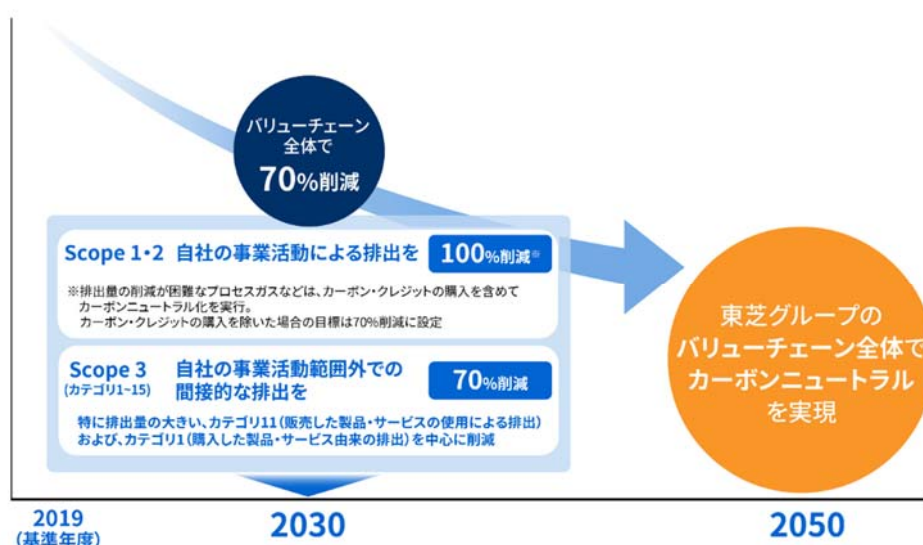
■東芝グループ環境未来ビジョン 2050



東芝グループ環境未来ビジョン 2050

<https://www.global.toshiba/jp/environment/corporate/vision/vision2050.html>

■カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減目標の内訳



■東芝グループ環境アクションプラン

<https://www.global.toshiba/jp/environment/corporate/vision/plan2.html>

3. グリーン調達の実施目的

東芝グループでは、調達取引先様との協働により、積極的に環境経営を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等をご提供いただくことをめざします。それにより、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの創出を行い、「環境未来ビジョン2050」が描く、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を柱とする持続可能な社会の構築に貢献します。

4. グリーン調達の適用範囲

本ガイドラインで示す内容は、東芝グループに納入いただく全ての製品、部品、材料等(以下、納入品)及びご提供いただくサービスに適用します。

5. 調達取引先様へのお願い事項

本項目では調達取引先様への具体的なお願い事項を記しています。東芝グループが定めるグリーン調達基準に則した活動を行っていただくとともに、調達品の環境品質確保のための契約の締結や、各種調査にご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。また、皆様の調達取引先様についても、本ガイドラインをご理解いただき、活動を推進していただくよう、要請をお願いします。なお、業界動向等の事情から、お願い事項の詳細は、東芝グループ各社により異なる場合がありますのでお取引させて頂いている東芝グループ各社、事業部、事業所、工場等の担当窓口が発行するグリーン調達ガイドラインをご確認ください。それらのグリーン調達ガイドラインの記載内容が、本ガイドラインの記載内容より優先されます。

5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進

「環境未来ビジョン 2050」と連動する形で定めた以下の調達基準に則した環境経営を、より積極的に推進していただいている調達取引先様から優先してお取引を進めさせていただきます(注 1)。

(1) 環境マネジメントシステムの構築

ISO14001:2015 やそれに準ずる環境マネジメントシステムを構築し、第三者認証等を通して当該規格への適合を実証できる、またはその準備を行っている。

(2) 環境基本方針の策定

環境に関する具体的な考え方を示した自社の環境基本方針を定め、社内で共有している。

(3) 環境負荷低減活動の推進

「環境未来ビジョン 2050」の施策である「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」に関連する以下の環境負荷低減活動を行っている。

① 気候変動への対応

- ①-1-1 自社の事業活動による温室効果ガス排出(「Scope1」(注 2)及び「Scope2」(注 3)の削減目標を立て、実績管理を行っている。
- ①-1-2 (目標を設定している場合)その目標は、「産業革命前と比較して気温上昇を 1.5℃未満に抑える水準と整合した目標」である(削減目安:毎年 4.2%以上の削減)(注 4)。
(目標を設定していない場合)2 年以内に削減目標の設定ならびに実績管理を行う見込みがある。
- ①-2-1 自社の活動に関連する他社の温室効果ガス排出(「Scope3」(注 5)の削減目標を立て、実績管理を行っている。
- ①-2-2 (目標を設定している場合)設定した目標は、「産業革命前と比較して気温上昇 2℃を十分に下回る水準と整合した目標」である(削減目安:毎年 2.5%以上の削減)(注 6)。
(目標を設定していない場合)2 年以内に削減目標の設定ならびに実績管理を行う見込みがある。
- ①-3 自社または自社バリューチェーンにおけるカーボンニュートラルをめざすことを宣言している。
- ①-4 自社の一次取引先様に GHG 排出量の削減を要請している。

② 循環経済への対応

- ②-1 自社事業活動における廃棄物の削減に向けて、活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている。
- ②-2 自社が製造または提供する製品・サービス及び梱包・包装材における資源循環および削減に向けて活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている(注 7)。

③ 生態系への配慮

- ③-1 自社事業活動における化学物質管理に関して活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている(注 8)。
- ③-2 自社が製造または提供する製品・サービスにおける化学物質管理に関して活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている(注 9)。
- ③-3 自社事業活動における水資源の適正管理に関して活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている(注 10)。
- ③-4 自社生物多様性保全活動について活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている(注 11)。

④ その他マネジメント項目

- ④-1 環境リスクに対する管理体制が構築され、予防措置及び是正措置の手順が整っている(注 12)。

④-2 遵法管理を含めた環境関連教育を従業員向けに行っている(注 13)。

(4) 東芝グループへの納入品における化学物質管理の推進

環境負荷の小さい製品・部品・材料等の納入を推進するために以下の活動を行っている。

① 納入品の含有化学物質についての管理体制の構築

自社の化学物質管理規定等に対する不適合等が発生した際の対応手順が定めてあり、それを組織内の関係者に周知、徹底させており、原因究明と再発防止の策も併せて徹底している。

② 納入品の含有化学物質管理

②-1 納入品の含有化学物質を管理する目的で東芝グループが定める「ランク A(禁止物質(群))」及び「ランク B(管理物質(群))」の2つのカテゴリー(以下表)を認識のうえ、各々に属する化学物質を指定する「東芝グループ環境関連物質リスト」(別表 1 及び 3)に即して管理を行っている。

区分	判断基準	該当物質(群)
ランクA(禁止物質(群))	東芝グループにおいて、調達品(包装材含む)への含有を禁止する物質(群)。国内外の法規制で製品(包装材含む)への使用が禁止または制限されている物質(群)	別表1
ランクB(管理物質(群))	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質(群)、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質(群)	別表3

②-2 東芝グループでは、「製品安全設計上の禁止物質」別表 2 を定め、調達品の含有化学物質管理を行っている。

5.2 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。また必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

5.3 各種調査への協力

上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」に関する調達取引先様の取組状況を確認させていただくために、以下を始めとする各種調査にご協力いただきます。

(1) 調達取引先様の環境経営に関する調査

環境経営活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境経営に対する活動状況を定期的に評価させていただきます。回答結果によりランク判定を実施したうえで、高評価の取引様からの調達を優先させていただきます。評価結果が低い場合は、東芝グループにて改善活動を計画し、改善要請及び指導支援を実施する場合があります。また、改善要請及び指導支援をしたにもかかわらず改善計画通りに改善されない場合は、取引を停止させていただく場合があります。

(2) 調達品の含有化学物質(群)に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質(群)の含有状況を調査します。お願いする調査は、主に以下の項目です。

- ・「環境関連物質使用／不使用宣言書」による禁止物質の不含有確認
- ・EU REACH 規則の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC:注 14)の含有有無および含有量調査(chemSHERPA®(注 15)、他)
- ・分析評価結果の調査

(3)その他、上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査

- 注 1: 調達取引先様の業態や、納入品の種類、必要性等に応じて、基準項目が異なる場合があります。また、基準項目は今後改訂する場合があります。最新の基準項目の詳細については東芝グループ各社、事業部、事業所、工場等が発行しているグリーン調達ガイドラインをご参照ください。
- 注 2: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html
- 注 3: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html
- 注 4: 本基準は SBT イニシアチブによって設定されている SBT 認定基準に対応。
SBT (Science Based Targets) とは、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求するために、企業が中長期的に設定する科学的根拠に基づいた温室効果ガス削減目標。現在企業には、バリューチェーン全体における GHG 排出量削減に向けて、取引先様との協働に基づいた SBT を設定することが求められている。
- 注 5: Scope1、Scope2 以外の間接排出
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html
- 注 6: 注 4 に同じ
- 注 7: 自社が製造または提供する製品及び包装・梱包材における省資源化量やプラスチック資源循環量、循環経済型ビジネスの推進等
- 注 8: 自社事業活動における化学物質の排出量や管理方法等
- 注 9: 自社が製造または提供する製品に含まれる特定化学物質の量や管理方法等
- 注 10: 水リスク評価、水の使用量や、排水の再生使用量、雨水の利用量等
- 注 11: 事業所内におけるビオトープの構築、緑地管理、希少種の保護や事業所外における森林・河川・海洋保全等
- 注 12: 環境関連遵法管理に関する全社方針・規程の立案・策定及び、その方針や規程に沿った遵法管理の設定
- 注 13: 最新の法規制動向、自社環境リスク管理体制、自社内で起こった事件事例等の共有を含めた遵法に対する意識向上教育の推進
- 注 14: 高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)。EU REACH 規則第 57 条の基準に該当し、かつ第 59 条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質。
- 注 15: サプライチェーン全体で利用可能な、製品含有化学物質情報を伝達するためのスキーム。

6. グリーン調達の具体的な運用について

6.1 適用範囲

東芝ライテック(株)が製造、販売する製品を構成する全ての調達品(完成品、システム構成品、ユニット品、部品、材料、梱包材料など)に適用します。また、業界動向の事情から、製品別に対象となる環境負荷物質が異なります。

製 品	対象環境負荷物質
一般照明製品	東芝グループ環境負荷物質群リスト対象物質
車載関連製品	東芝グループ環境負荷物質群リスト対象物質 GADSL規制対象物質
EU他RoHS対応製品	東芝グループ環境負荷物質群リスト対象物質
その他の製品	東芝グループ環境負荷物質群リスト対象物質

尚、本基準で明確にしていない物質であっても、各国または地域の法令等によりその使用が禁止・制限されている場合には、その法令で定める基準を遵守してください。

6.2 各種調査方法について

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、環境負荷物質の含有状況等を調査します。製品の種類に応じてお願いする調査内容は異なります。調査項目は主に以下です。

製 品	提出調査書類
一般照明製品、 その他の製品	(様式1)特定化学物質使用/不使用宣言書 (様式2)環境負荷物質調査表(注16) または chemSHERPA®(注17) (様式3)取引先環境経営評価表 (様式4)グリーン調達に関する合意書
車載関連製品	(様式1)特定化学物質使用/不使用宣言書 (様式2)環境負荷物質調査表(注16) (様式3)取引先環境経営評価表 (様式4)グリーン調達に関する合意書
EU他RoHS対応製品	(様式1)特定化学物質使用/不使用宣言書 (様式2)環境負荷物質調査表(注16) または chemSHERPA®(注17) (様式3)取引先環境経営評価表 (様式4)グリーン調達に関する合意書

注 16:「環境負荷物質調査表」の発行について

- ① 現行の納入部品、部材、梱包材等の全て及び新規の納入部品、部材、梱包材等について該当物質の使用調査を行い、「環境負荷物質調査表」を作成して下さい。
尚、本調査結果は、紙面とExcel ファイルの両方にて提出をお願いします。
- ② 部品材料ごとに調査をして下さい。(注 18)
複数の部品材料を 1 枚の用紙に記載しないで下さい。
責任者印の責任者とは、「環境負荷物質調査表」に記載された内容を保証すると共に不測の事態(損害賠償の発生等)に対し会社の代表として責任を果たせる人としします。
- ③ 「お取引先コード」「東芝ライテック品目コード」の欄には、弊社指定のコードを記入して下さい。
- ④ 「製造者名」「商品名」は、再調査が必要な場合の足がかりとなります。可能な範囲で記入して下さい。
- ⑤ 「物質名」は必ず記入して下さい。
尚、環境負荷物質群リストに記載されている物質及び PRTR 法の対象物質で使用がある場合は必ず記入して下さい。
- ⑥ 「CAS No.」は、可能な範囲で記入して下さい。
- ⑦ 「管理ランク」は、A,B は「東芝グループ環境関連物質リスト」に、P,D/P,D は車載関連製品の GADSL 規制対象物質に記載しています。「A,B,P,D/P,D 又は-」を記入して下さい。
- ⑧ 含有量は、固定値または最小・最大で表示し、一つの部品材料の合計は 99.999~101%になるようにして下さい。(100.000%にする必要はありません)。
$$\text{重量\% (wt\%)} = (\text{物質の含有量} / \text{使用部品材料の質量}) \times 100$$
- ⑨ 重量は有効数字 3 桁、含有率は有効数字 3 桁又は小数点以下 4 桁までご記入下さい。(すなわち少量でも含有されている場合には記載して下さい。)
- ⑩ 含有目的コードは含有目的一覧より選択し、記入して下さい。
- ⑪ プラスチックの部材・材料や顔料は、調査対象物質が含有・混入されている場合が多いので、十分な確認をお願いします。
- ⑫ 材料変更・生産場所変更(購入先変更含む)等の変更が発生した場合、都度「環境負荷物質調査表」を提出下さい。
- ⑬ 意図的添加の有無でなく、含有の有無にて調査をお願いします。

注 17: chemSHERPA® (Chemical information Sharing and Exchange under Reporting Partnership in supply chain)とは、サプライチェーン全体で利用可能な、製品含有化学物質情報を伝達するためのスキームです。

注 18: 部品材料ごととは均質材料(Homogenous material)をいいます。

均質材料とは、機械的に異なる材料に分解できない材料をいいます。

- ・「均質」:「全てに均一の構成物」という意味です。「均質材料」の例としてプラスチック、セラミック、金属、合金、紙、板(board)、樹脂、コーティングなどの各種があります。
- ・「機械的に分解」:原則として、物質がビスはずし、切断、粉碎、研削、研磨の工程などの機械的な行為により材料が分離できることを意味します。
- ・部品材料の基本的な考えは、アーティクルマネージメント推進協議会(JAMP)に準じるものとします。

含有目的一覧

使用目的コード	使用目的(日本語)
101	主成分
102	熱安定性向上
103	加硫剤
104	顔料・着色剤
105	難燃性向上
106	加工性向上
107	機械特性向上
108	摩擦・磨耗特性向上
109	防錆性向上
110	電気特性向上
998	意図せずに含有
999	該当なし

添付資料 環境負荷物質群リスト

(1)東芝グループ環境関連物質リスト

別表1 ランクA:禁止物質(群)

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII 労働安全衛生法(製造禁止)
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料 (特定アミンを形成するものに 限る)	特定アミンとして 0.003 重量% (30ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A03	カドミウム及びその化合物	0.01 重量%(100ppm) (注1、注2)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A04	六価クロム化合物	0.1 重量%(1000ppm) (注1、注2)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A05	鉛及びその化合物	0.1 重量%(1000ppm) (注1、注2)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A06	水銀及びその化合物	0.1 重量%(1000ppm) (注1、注2)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A07	オゾン層破壊物質 (例:CFC 類、HCFC 類、 HBFC 類、四塩化炭素等)	意図的添加の禁止	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII モントリオール議定書 オゾン層保護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類 (略称:PBB 類)	0.1 重量%(1000ppm) (注1)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (略称:PBDE 類)	意図的添加の禁止(臭素数 4~7、10 に限る)または 0.1 重量% (1000ppm) (注 1)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則(注 7)
A10	ポリ塩化ビフェニル類 (略称:PCB 類)	意図的添加の禁止	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A11	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 1 以上のものに限る)(注 3)	意図的添加の禁止	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A12	放射性物質	74Bq/g	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII 放射性同位元素等規制法 原子炉規制法 労働安全衛生法 電離則
A13	一部(炭素鎖長 10~13)の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止 または 0.1 重量%(1000ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A14	トリブチルスズ(略称:TBT)、トリフェニルスズ(略称:TPT)	意図的添加の禁止 またはスズとして 0.1 重量%(1000ppm) (注 4)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A15	ビス(トリブチルスズ)=オキシド (略称:TBTO)	意図的添加の禁止 またはスズとして 0.1 重量%(1000ppm) (注 4)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII 化審法 第一種特定化学物質
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A17	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名:アルドリン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A18	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ - 6,7-エポキシ- 1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒ ドロ-エンド-1,4-エンド-5,8- ジメタノナフタレン (別名:エンドリン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A19	黄りん(例:マッチの火薬に 含有している場合がある)	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A20	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロ ロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒ ドロ-4,7-メタノ-1H-インデ ン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロ ロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ- 4,7-メタノ-1H-インデン及び これらの類縁化合物の混合 物(別名:クロルデン又はヘ プタクロル)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A21	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレ ンジアミン、N-トリル-N'-キ シリル-パラ-フェニレンジア ミン又は N,N'-ジキシリル- パラ-フェニレンジアミン	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A22	ダイオキシン類	意図的添加の禁止	ダイオキシン特措法
A23	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4- クロロフェニル)エタン (別名:DDT)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A24	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ -6,7-エポキシ- 1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒ ドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8- ジメタノナフタレン (別名:デイルドリン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A25	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2.2.1]ヘプタン(別名:トキサフェン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A26	2,4,6-トリ-ターシャリーブチルフェノール (略称:2,4,6-TTBP)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則(注 7)
A27	β -ナフチルアミン及びその塩	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A28	4-ニトロジフェニル及びその塩	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A29	ビス(クロロメチル)エーテル	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A30	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A31	ベンジジン及びその塩	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A32	ベンゼン	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A33	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加の禁止 または 0.1 重量%(1000ppm)	東芝グループ 禁止物質 化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A34	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン (別名:マイレックス)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A35	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名:ケルセン又はジコホル)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A36	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン(別名:六塩化ブタジエン又は HCBd)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則(注 7)
A37	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名:PFOS)又はその塩	意図的添加の禁止 または 0.1 重量%(1000ppm) (表面処理の場合 1 μ g/m ²)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII 化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約 付属書 B

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A38	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド (別名:PFOSF)	意図的添加の禁止または 0.1 重量%(1000ppm) (表面処理の場合 1 μg/m ²)	東芝グループ 禁止物質 化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約 付属書 B
A39	ポリ塩化ターフェニル (略称:PCT 類)	0.005 重量%(50ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A40	三置換有機スズ化合物 (A14,A15 を除く)	スズとして 0.1 重量%(1000ppm) (注 4)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A41	フマル酸ジメチル (略称:DMF)	0.00001 重量%(0.1ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A42	ペンタクロロベンゼン	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A43	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名:α-ヘキサクロロシクロヘキサン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A44	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名:β-ヘキサクロロシクロヘキサン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A45	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名:γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A46	デカクロロペンタシクロ [5.3.0.02,6.03,9.04,8]デカン-5-オン (別名:クロルデコン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A47	ジオクチルスズ化合物 (略称:DOT)	スズとして 0.1 重量%(1000ppm) (注 4、注 5)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A48	ジブチルスズ化合物 (略称:DBT)	スズとして 0.1 重量%(1000ppm) (注 4、注 5)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A49	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名:エンドスルファン又はベンゾエピン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A50	ヘキサブロモシクロドデカン (略称:HBCD)	意図的添加の禁止 または 0.01 重量%(100ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A51	一部の多環芳香族炭化水素(PAHs)	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) (注 5)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A52	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (略称:DEHP)	0.1 重量%(1000ppm) (注 6)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A53	フタル酸ジブチル (略称:DBP)	0.1 重量%(1000ppm) (注 6)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A54	フタル酸ブチルベンジル (略称:BBP)	0.1 重量%(1000ppm) (注 6)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A55	フタル酸ジイソブチル (略称:DIBP)	0.1 重量%(1000ppm) (注 6)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A56	リン酸トリアリールイソプロピル化物(略称:PIP(3:1))	意図的添加の禁止	東芝グループ 禁止物質 米国 TSCA PBT 規則(注 7)
A57	ペルフルオロオクタン酸 (別名:PFOA)とその塩、 及び関連物質	1.PFOA とその塩 意図的添加の禁止または PFOA とその塩の合計で成形品や混合物 中の 0.0000025 重量% (25ppb) 2.PFOA 関連物質 PFOA 関連物質またはそれらの組 み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量%(1ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A58	ペルフルオロカルボン酸(略称:PFCAs)(炭素数 9~14に限る)とその塩、および関連物質	1.PFCAs(C9-C14)とその塩 PFCAs(C9-C14)とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%(25ppb) 2.PFCAs(C9-C14)関連物質 PFCAs(C9-C14)関連物質の合計で成形品や混合物中の 0.000026 重量%(260ppb)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A59	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(略称:PFHxS)とその塩、および PFHxS 関連物質	1. PFHxS とその塩 意図的添加の禁止または PFHxS とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%(25ppb) 2. PFHxS 関連物質 PFHxS 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量%(1ppm)	東芝グループ 禁止物質 POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質(注 8)
A901	ペンタクロロチオフェノール(略称:PCTP)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 米国 TSCA PBT 規則(注 7)
A902	温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A903	ニッケル及びその化合物(人体に触れる部分のみ)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A904	フタル酸ジイソデシル(略称:DIDP)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A905	フタル酸ジノルマルヘキシル(略称:DnHP)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A906	フタル酸ジイソノニル(略称:DINP)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A907	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A908	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名:ビスフェノール A)	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII
A909	コバルト及びその化合物	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A910	ネオジム及びその化合物	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII
A911	4-ノニルフェノール	0.1 重量%(1000ppm)	EU REACH 規則 付属書 XVII

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

(注 1) 算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、EU RoHS 指令の適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。

(注 2) 包装材料の場合、包装を構成する均質材料ごとに 4 物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比で 0.1 重量%(100ppm)を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。

(注 3) 塩素数 1 は EU POPs 規則の対象となる EU 仕向のみを対象とします。他地域向けについては、塩素数 ≥ 2 を対象とします。

(注 4) 算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(DBTのみ混合物も含む)とします。殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。

(注 5) EU REACH 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

(注 6) EU RoHS 指令規制対象となる場合、個々の物質毎に各均質材料を分母として 0.1 重量%以上の含有を禁止とします。EU REACH 規則対象となる場合、フタル酸エステル合計として可塑化した材料の 0.1 重量%以上の含有を禁止とします。ただし、EU RoHS 指令、REACH 規則で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。

(注 7) 米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第 6 条(h)項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性(PBT)を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除きます。

(注 8) 化審法においては PFHxS 関連物質は指定対象外です。

別表 2 製品安全設計上の禁止物質

物質名	参照法令及び規制
赤りん(注 9)	東芝グループ 禁止物質

(注 9)「赤りん」は樹脂用難燃剤として使用されていますが、加水分解を防止するため粒子表面の処理が必要です(難燃剤メーカーで表面処理を実施、販売)。「表面処理を施していない『赤りん』(以下、「未処理の赤りん」と称す)」を難燃剤として樹脂に添加し、市場において加水分解で生成したりん酸によりコネクタや基板の電気配線部で短絡・発熱する事故が多発しました。いずれの事故も意図せぬ「未処理の赤りん」の添加・混入によって発生しています。

別表3 ランクB:管理物質(群)

番号	物質(群)名	参照法令及び規制
B01	アンチモン及びその化合物	化審法 第一種指定物質
B02	ヒ素及びその化合物((B12)で指定された化合物を除く)	化審法 第一種指定物質 労働安全衛生法 特化物 毒物及び劇物取締法
B03	ベリリウム及びその化合物	化審法 第一種指定物質 労働安全衛生法 特化物
B04	臭素系難燃剤(PBB 類(A08)及び PBDE 類(A09)を除く)	東芝グループ 管理物質
B05	A903 へ登録変更(ニッケル及びその化合物)	—
B06	A904~906 へ登録変更(フタル酸エステル類 A52~A55 除く)	—
B07	ポリ塩化ビニル及びその化合物(略称:PVC)	
B08	セレン及びその化合物	化審法 第一種指定物質 毒物及び劇物取締法
B09	A902 へ登録変更(PFC類)	—
B10	A902 へ登録変更(HFC類)	—
B11	A902 へ登録変更(六フッ化硫黄)	—
B12	欧州 REACH 規則の SVHC(認可対象候補物質)(注 10)	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則
B13	別表 2 製品安全設計上の禁止物質へ登録変更(赤りん)	—
B14	A26 へ登録変更(2,4,6-TTBP) A36 へ登録変更(HCBD) A901 へ登録変更(PCTP)	—
B15	EU RoHS 指令 次期制限候補物質	
B16	化審法 第一種特定化学物質 次期指定候補物質(注 11)	
B17	PFAS(パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称)(注 12)	
B91	2,2'-メチレンビス(6-tert-ブチル-p-クレゾール)(注 13)	

(注 10) 欧州 REACH 規則第 59 条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

(注 11) POPs 条約附属書 A(廃絶)および附属書 B(制限)への掲載が決定した物質(群)を含む。なお、化審法 第一種特定物質の対象に決定した時点でランク A へ移行する。参照:国連ストックホルム条約における POPs リスト Annex A (Elimination)および Annex B(Restriction);
<https://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/AllPOPs/tabid/2509/Default.aspx>

(注 12) Submitted restrictions under consideration - ECHA (europa.eu);
<https://echa.europa.eu/restrictions-under-consideration/-/substance-rev/72301/term>

(注 13) IEC62474 の DSL に記載されているが、法規制情報がないため、管理物質として扱います。

(2) SVHC 候補物質は下記ページをご覧ください。

<http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

(3) GADSL は下記ページをご覧ください。

<http://www.gadsl.org>

改訂記録表

制定: 1999年12月1日

改訂:

2003年3月1日

2006年11月1日

2011年5月1日

2015年2月1日

2018年3月1日

2020年3月1日

2021年3月1日

2021年8月1日

2022年6月1日

2022年10月28日

2023年5月16日

2023年8月18日

2024年3月1日

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1	1999.12.1	新規発行
2	2003.6.1	環境関連物質リストの内容及び適用範囲の見直し
3	2006.11.1	環境関連物質リストの内容を見直し、全面改訂
4	2011.5.1	環境関連物質リストの見直し及び含有化学物質管理を JAMP へ変更し、全面改訂
4.1	2015.2.1	環境関連物質リストの見直し
5.0	2018.3.1	添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト 別表 1 ランク A: 禁止物質(群)の注釈(注 1)、(注 2)の見直しと注釈(注 5)の追加 別表 2 ランク B: 管理物質(群)の注釈(注 5)を注釈(注 6)に変更
5.1	2020.3.1	東芝グループ環境基本方針の改訂 JAMP URL の修正 含有量調査例を MSDSplus、AIS フォーム(注 3)から chemSHERPA®(注 3)に変更
6	2021.3.1	東芝グループ環境基本方針の改訂 添付資料 東芝グループ環境関連物質リストの見直し

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
6.1	2021.8.1	<p>東芝グループ見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付資料 東芝グループ環境関連物質リストの見直し ・注釈の変更 <p>東芝ライテック見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査様式4「グリーン調達に関する合意書」追加 ・法令整理(IEC62474 DSL、化審法などの整合) ・A02,A47,A48:「意図的添加の禁止」の削除 ・A12:「意図的添加の禁止」の削除し、労働安全衛生法 電離則に基づく閾値を設定 ・ランク A に見直し(B5,B6,B9,B10,B11,B14,「ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル」「4,4'-イソプロピリデンジフェノール」) ・赤りんの取り扱いについて、4.4 及び別表を追加
7.0	2022.6.1	<p>東芝グループ見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東芝グループ環境未来ビジョン 2050」を拠り所とした「グリーン調達の目的」、「グリーン調達の適用範囲」の追加、同ビジョンに則した「グリーン調達基準」と「お願い事項」の整理・統合等 ・添付資料 東芝グループ環境関連物質リストの見直し ・注釈の変更
7.1	2022.10.28	<p>東芝グループ見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表1 東芝グループ環境関連物質リスト ランク A: 禁止物質(群)に法改正に伴う物質の追加 <p>東芝ライテック見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DSL 更新に基き、A909～A911、B91 の4 物質追加 ・別表1 東芝グループ環境関連物質リスト ランク A: 禁止物質(群)の誤記修正
8.0	2023.5.16	<p>東芝グループ見直し</p> <p>「5. 調達取引先様へのお願い事項」の内容見直し。主に「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の設問内容や注釈類の見直し。</p>
8.1	2023.8.18	<p>東芝グループ見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減目標」の図の修正 ・「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の注釈の一部修正 ・「別表2 東芝グループ環境関連物質リスト ランクB: 管理物質(群)」の修正(B16、B17) ・裏表紙の修正(東芝グループ理念体系のワード(主文)に関する注釈追加)など
8.2	2024.3.1	<p>東芝グループ見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「別表1 東芝グループ環境関連物質リスト ランクA: 禁止物質(群)」の法改正に伴う追加(A59)

人と、地球の、明日のために。

東芝ライテック株式会社

〒237-8510 神奈川県横須賀市船越町 1-201-1

グリーン調達ガイドラインの内容に関するお問い合わせ先：

調達部 電話：050-3190-6013

環境品質企画部 電話：050-3190-6019

「人と、地球の、明日のために。」は東芝グループ経営理念です。